

階層別選択研修（共同）

研修名	中級【法律・経済分野】	受講者の声	
	民法	私法の基本となる民法について、事例を交えて説明していただき、同法の入門研修として大変分かりやすかったです。また、長時間の研修でしたが、動画研修のため自分のペースで受講できました。	
講師	埼玉大学 准教授 江口 幸治	実施日数・時間	計26時間程度
		手法	動画研修
		会場	各所属ほか
		市町村研修コード	201
ねらい	民法の仕組みや考え方について理解を深めるとともに、最新の改正状況等を学び、自治体職員としての職務遂行能力の向上を図ります。		
対象者	【県】 次のいずれかに該当する職員 ・令和2年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員 ・令和4年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員で、令和5年4月1日現在25歳以上の職員 【市町村】 主任級以下の職員		
実施日	研修生に別途通知		
予定人員	県50人・市町村100人		
学 習 計 画			
カリキュラム	動画時間数		内 容
	時	分	
総則	6	30	・民法の意義、沿革、基本原則 ・権利能力、法律行為、時効ほか
物権	6	30	・総則（物権変動と対抗要件） ・占有権、所有権、抵当権ほか
債権	6	30	・総則（効力、譲渡、消滅） ・契約 ・事務管理、不当利得、不法行為ほか
親族	6	30	・親族（婚姻、親子、親権、後見ほか）
相続			・相続
特記事項	・県職員：人事委員会事務局が実施する主査級昇任試験の受験要件となる選択研修です。県職員のみ受講後は研修効果確認レポートの提出が必要です。		

階層別選択研修（共同）

研修名	中級【法律・経済分野】	おすすめポイント	
		行政法	行政法を初めて学習する方にも分かりやすいよう、判例や身近な事例を交えた講義となっています。自治体職員として職務を行う上で理解しておくべき知識について、基礎から学ぶことができます。
講師	弁護士 立命館大学法学部 教授 <small>たなか よしひろ</small> 田中 良弘	実施日数・時間	計19時間30分程度
		手法	動画研修
		会場	各所属ほか
		市町村研修コード	202
ねらい	行政法の基礎を学ぶとともに、具体的な事例を取り上げながら法的に問題となる点について考えることにより、行政法の理解を深め、実務に役立つ知識を身に付けます。		
対象者	【県】 次のいずれかに該当する職員 ・令和2年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員 ・令和4年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員で、令和5年4月1日現在25歳以上の職員 【市町村】 主任級以下の職員		
実施日	研修生に別途通知		
予定人員	県150人・市町村150人		
学 習 計 画			
カリキュラム	動画時間数		内 容
	時	分	
行政法の基礎 行政法の基本原理／一般原則 行政の行為形式 行政裁量	6	30	・行政法とは何か？ ・法律による行政の原理／平等原則 等 ・行政行為／行政契約／行政指導 等 ・裁量とは何か？／裁量の範囲
行政の実効性確保 行政手続	6	30	・代執行／行政上の強制徴収／即時強制 等 ・申請に対する処分 ・不利益処分 ・届出／行政指導／意見公募手続
行政救済法 行政事件訴訟法 行政不服審査法 国家賠償法	6	30	・行政救済に関する法的仕組みの全体像 ・行政事件訴訟法の概要 ・行政不服審査法の仕組みと手続の流れ ・国家賠償法の概要と具体的事例
特記事項	・県職員：人事委員会事務局が実施する主査級昇任試験の受験要件となる選択研修です。県職員のみ受講後は研修効果確認レポートの提出が必要です。		

階層別選択研修（共同）

研修名	中級【法律・経済分野】		受講者の声	
		簿記入門と公会計		簿記に関して本当に初心者でしたが、短期間でも覚えやすく身につけやすい講座をしていただきました。独学では短期間でここまで覚えることはできません。講師の方の熱意が良く伝わる研修です。
講師	日本ビジネスドック（株） 関口 康尚 <small>せきぐち やすなお</small>		実施日数・時間	2日間
			手法	通所研修
			会場	自治人材開発センター
			市町村研修コード	203～204
ねらい	複式簿記の基礎、財務諸表の見方、決算書を読みこなす能力を実践的に学ぶとともに、行政職員に求められるコスト意識や経営感覚を身に付けます。また、地方公共団体の公会計制度についても学びます。			
対象者	【県】 次のいずれかに該当する職員 ・令和2年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員 ・令和4年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員で、令和5年4月1日現在25歳以上の職員 【市町村】 主任級以下の職員			
実施日	① 8/25(金)・8/28(月) ②12/11(月)・12/12(火)			
予定人員	県80人・市町村80人（各回 県40人・市町村40人）			
学 習 計 画				
日程	カリキュラム	時間数		内 容
		時	分	
1日 9:00 ～ 16:30	簿記会計の仕組み	6	30	・簿記システムの理解 ・簿記上の取引の認識 ・取引から仕訳までの流れ ・仕訳から元帳までの流れ ・元帳から決算書までの流れ ・決算書から組織をイメージする
2日 9:00 ～ 16:30	複式簿記を活用する 複式簿記を公会計に活かす	6	30	・複式簿記と財務的思考力 ・決算書の分析その1 貸借対照表の様式、貸借対照表の分析 ・決算書の分析その2 損益計算書の様式、損益計算書の分析 ・公会計の概要を知る ・財務4表の作成 ・財務4表の分析 ・行政経営のイメージ
特記事項	・県職員：人事委員会事務局が実施する主査級昇任試験の受験要件となる選択研修です。県職員のみ受講後は研修効果確認レポートの提出が必要です。 ・研修で使用しますので、各自 電卓 をお持ちください。			

階層別選択研修（共同）

研修名	中級【法律・経済分野】	おすすめポイント	
	データ利活用入門 ～データの力を業務の味方に！～	「データには合意形成を進める力がある」など、行政にデータ利活用が必要な理由をわかりやすく学ぶとともに、サンプルデータを用いて実際に操作しながら、ピボットテーブルや Power Query など Excel によるデータ分析のコツをつかむことができます。	
講師	(一社)リンクデータ 代表理事 <small>しもやま</small> 紗代子	実施日数・時間	計4時間30分程度
		手法	動画研修
		会場	各所属ほか
		市町村研修コード	205
ねらい	地方自治体の課題解決のために必要なデータ利活用の意義や必要性を知るとともに、保有しているデータを有効に活用し、行政サービスの向上や政策の立案に役立てるための知識を習得します。また、事例等を通じて課題解決に向けたデータの横断的な活用方法や分析方法についての理解を深めます。		
対象者	【県】 次のいずれかに該当する職員 ・令和2年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員 ・令和4年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員で、令和5年4月1日現在25歳以上の職員 【市町村】 主任級以下の職員		
実施日	研修生に別途通知		
予定人員	県100人・市町村50人		
学 習 計 画			
カリキュラム	動画時間数		内 容
	時	分	
講義編	4	30	<ul style="list-style-type: none"> データを使う必要性とメリット 合意形成を進めるためのデータ活用 政策立案のためのデータ分析プロセス データ可視化の使いどころ 行政データの公開がもたらす社会的インパクト 活用しやすいデータ作りのポイント
実践編			<ul style="list-style-type: none"> 表に含まれる各パーツの呼び方の確認 表形式データの「タテ持ち」と「ヨコ持ち」の違い ピボットテーブルとピボットグラフを使いこなす e-Statを使った統計データの探し方 Power Queryを使った複数データの結合 覚えておくと便利なExcel小技
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 県職員：人事委員会事務局が実施する主査級昇任試験の受験要件となる選択研修です。県職員のみ受講後は研修効果確認レポートの提出が必要です。 J-LIS（地方公共団体情報システム機構）がR4.8.22～R5.2.28に実施したeラーニング「データ利活用入門セミナー」と同内容です。 		

階層別選択研修（共同）

研修名	中級【法律・経済分野】	おすすめポイント	
	SDGs実現に向けた 施策立案手法を学ぶ ～ナッジ理論・経済的手法の活用～	SDGsに係る施策の実効性向上のためには、住民や企業等の対象者をモチベートするアプローチが役立ちます。本研修では、対象者に行動変容を促すナッジ理論や経済的手法を活用した施策立案について学びます。	
講師	(株) パパラカ研究所 代表取締役社長 <small>やまね</small> 山根 <small>しょうこ</small> 承子	実施日数・時間	計3時間程度
		手法	動画研修
		会場	各所属ほか
		市町村研修コード	206
ねらい	SDGs実現に向けて、ナッジ理論や市場メカニズム等の経済的手法など対象者に望ましい行動を促す施策立案手法について、実例を通して学びます。		
対象者	【県】 次のいずれかに該当する職員 ・令和2年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員 ・令和4年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員で、令和5年4月1日現在25歳以上の職員 【市町村】 主任級以下の職員		
実施日	研修生に別途通知		
予定人員	県150人・市町村50人		
学 習 計 画			
カリキュラム	動画時間数		内 容
	時	分	
自治体におけるSDGs 施策立案に向けた多様なアプローチ SDGs実現に向けた実例紹介 実施における注意点と失敗例	3	00	・SDGsと施策 ・人間の合理性の捉え方の違い（パターンリズム、リバタリアニズム、リバタリアンパターンリズム） ・リバタリアンパターンリズムに基づくアプローチ：ナッジ理論 ・経済学的なアプローチ：制度設計（市場メカニズム等） ・インセンティブを与える、ペナルティを与えるとはどういうことか ・どのアプローチが適しているか？ロジックモデルから整理してみよう ・理解度チェック ・効果的な事例：自主取組み、ナッジ、制度設計等 ・それぞれのメリット、デメリット、活用場面 ・ナッジと国民性、ナッジは受け入れられているのか ・ナッジのよくある誤解 ・ナッジ、インセンティブ設計の失敗例 ・悪いナッジ「スラッジ」 ・倫理面の配慮：効果検証を行う際の注意点
特記事項	・県職員：人事委員会事務局が実施する主査級昇任試験の受験要件となる選択研修です。県職員のみ受講後は研修効果確認レポートの提出が必要です。		

階層別選択研修（市町村）

研修名	中級【法律・経済分野】	受講者の声	
	地方自治法 A (基本編)	条文や法解釈をわかりやすくかみ砕いて説明していただき、その全体像を理解できました。限られた時間の中で、業務上押さえておきたい事柄を優先的に学びました。	
講師	(株) 東京リーガルマインド 諸坂 佐利	実施日数・時間	計 8 時間程度
		手法	動画研修
		会場	各所属ほか
		市町村研修コード	207
ねらい	自治体職員として身に付けるべき基礎的な法律知識である地方自治法を学び、地方自治制度の意義や地方分権改革により求められる地方公共団体の役割について理解を深めます。		
対象者	主任級以下の職員		
実施日	研修生に別途通知		
予定人員	市町村 200人		
学 習 計 画			
カリキュラム	動画時間数		内 容
	時	分	
地方自治のすがた 地方公共団体の骨組み 地方公共団体の事務・権能 自治立法 住民の権利 地方公共団体の機関 地方財政 公の施設 国および他の普通地方公共団体との関係 地方公営企業法 地方財政法 問題演習	8	00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法と地方自治 ・ 地方公共団体の種類 ・ 自治事務と法定受託事務 ・ 条例 ・ 直接民主制 ・ 長と議会の関係 ・ 財政と会計 ・ 指定管理者制度 ・ 国または都道府県による関与 ・ 地方公営企業の経営 ・ 地方債 ・ 解答・解説
特記事項			

階層別選択研修（市町村）

研修名	中級【法律・経済分野】	受講者の声		
	地方自治法B (事例研究編)	法律を作った立法者の立場や、影響を受ける人の立場から法律の考え方を学ぶことが出来ました。難しい内容ではありましたが、わかりにくいところは事例を交えながら説明してくださり、法律用語の解説なども丁寧だったので非常にわかりやすい講義でした。		
講師	中央大学法科大学院 教授 土田 伸也	実施日数・時間	4日間	
		手法	通所研修	
		会場	自治人材開発センター	
		市町村研修コード	208	
ねらい	地方自治法の仕組みについて理解を深めるとともに、解釈運用上の重要な課題と対応、新たな制度について学び、自治体職員としての職務遂行能力の向上を図ります。			
対象者	主任級以下の職員 ※ただし、地方自治法の基本的な知識を確認しながら、事例問題を通じて実践的に地方自治法の理解を深めたい職員とする。			
実施日	10/26(木)・10/27(金)・11/2(木)・11/9(木)			
予定人員	市町村75人			
学 習 計 画				
日程	カリキュラム	時間数		内 容
		時	分	
1日 9:00 ～ 16:30	地方自治の基礎	6	30	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治と法 地方公共団体の種類 地方公共団体の組織 演習
2日 9:00 ～ 16:30	地方公共団体の事務と自治立法権	6	30	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の事務 自治立法 演習
3日 9:00 ～ 16:30	国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係	6	30	<ul style="list-style-type: none"> 関与の仕組み 紛争処理の仕組み 地方公共団体相互間の協力 演習
4日 9:00 ～ 16:30	住民からの作用	6	30	<ul style="list-style-type: none"> 住民による直接請求と監査制度 住民訴訟 住民投票 演習
特記事項	<p>・参考図書（講義内容を深めるために、事前学習や復習に最適な図書です。）</p> <p>【入門書】板垣勝彦 著『自治体職員のためのようこそ地方自治法（第3版）』（第一法規）</p> <p>【概説書】猪野積 著『地方自治法講義（第5版）』（第一法規）</p>			

階層別選択研修（市町村）

研修名	中級【法律・経済分野】	受講者の声	
	地方公務員法 A (基本編)	地方公務員として習得しておくべき内容を具体的な事例や他市町村の例規を取り上げ、要点を絞って丁寧に説明していただいたのでとても理解しやすかったです。動画研修なので見返せることも魅力でした。	
講師	神奈川大学 教授 出口 裕明 <small>でぐち ひろあき</small>	実施日数・時間	計6時間30分程度
		手法	動画研修
		会場	各所属ほか
		市町村研修コード	209
ねらい	自治体職員として身に付けるべき地方公務員法について、職種や業務内容にかかわらず役立つ内容を中心に、具体的事例を通じて基礎から学びます。		
対象者	主任級以下の職員		
実施日	研修生に別途通知		
予定人員	市町村150人		
学 習 計 画			
カリキュラム	動画時間数		内 容
	時	分	
制度の概要	6	30	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員制度の概要と種類 任命権者 公平委員会
任用と離職			<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員の任用と制限 公益的法人等への職員派遣 離職
公務秩序の維持			<ul style="list-style-type: none"> 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限 等
分限と懲戒			<ul style="list-style-type: none"> 分限処分と懲戒処分
勤務条件			<ul style="list-style-type: none"> 給与、勤務時間及びその他の勤務条件
労働基本権			<ul style="list-style-type: none"> 労働基本権の制限
職員の権利保護			<ul style="list-style-type: none"> 措置要求と不利益処分に関する審査請求
特記事項			

階層別選択研修（市町村）

研修名	中級【法律・経済分野】	受講者の声		
	地方公務員法B (事例研究編)	午前中に講義、午後に講義を踏まえたグループ演習というカリキュラムになっており、講義内容をその日のうちに復習することができ、理解しやすかったです。また、知識を蓄えるだけでなく、深めることができるので非常に効果的だと思いました。		
講師	中央大学法科大学院 教授 土田 伸也 <small>つちだ しんや</small>	実施日数・時間	3日間	
		手法	通所研修	
		会場	自治人材開発センター	
		市町村研修コード	210	
ねらい	地方公務員法の基本理論と制度について理解を深め、最新の改正状況等を学び、自治体職員としての職務遂行能力の向上を図ります。			
対象者	主任級以下の職員 ※ただし、地方公務員法の基本的な知識を確認しながら、事例問題を通じて実践的に地方公務員法の理解を深めたい職員とする。			
実施日	7/14(金)・7/25(火)・7/28(金)			
予定人員	市町村60人			
学 習 計 画				
日程	カリキュラム	時間数		内 容
		時	分	
1日 9:00 ～ 16:30	地方公務員と法 勤務関係の成立と変動 勤務関係の消滅	6	30	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員に関する法体系 人事機関、地方公務員の任用、成績主義 懲戒処分、分限処分 ・演習
2日 9:00 ～ 16:30	勤務条件 地方公務員の義務			<ul style="list-style-type: none"> 給与、勤務時間その他の勤務条件 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、兼業の禁止 ・演習
3日 9:00 ～ 16:30	地方公務員の義務 地方公務員の責任と権利 地方公務員の救済制度	6	30	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員の労働基本権の制限、争議行為の禁止、団結権及び団体交渉権 地方公務員の民事上・刑事上・行政上の責任 地方公務員の諸権利 地方公務員を救済する制度の体系 ・演習
特記事項	・参考図書（講義内容の理解を深めるために、事前学習や復習に最適な図書です。） 猪野積 著『地方公務員制度講義（第8版）』（第一法規）			